

[事案 29-167] 入院給付金支払請求

・平成 30 年 1 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

右手指および右足首関節の痛み等によって入院したため、疾病入院給付金を請求したところ、約款に定める「入院」に該当しないとして支払われなかったことを不服として、疾病入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

本入院は以下等の理由により、必要性があったので、昭和 61 年 10 月に契約した終身保険の医療特約に基づき、疾病入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 右足首の腫れや痛みがひどく歩行が困難であり、日常生活に多大な支障をきたした。
- (2) 原因が何にあったのか分からないが、入院で生活も改善され、腫れも順調にひいていき、入院の効果がてき面に見られた。
- (3) 車の運転等ができず移動が困難で、毎日の送迎が不可能であった。
- (4) 夜中に痛みがでて不安な日々が続いたので入院生活で専門医の指導の元で安心して治療や生活が送れた点もあり、入院できたことで改善が大きかった。

<保険会社の主張>

医療機関への確認の結果を踏まえると、本入院は約款上の「入院」に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院は、常に医師の管理下において治療に専念することが必要であったものではなく、約款上の「入院」とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。